

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第七項において単に「指定都市」という。）にあつては、その区又は総合区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専らドメイン名関連事業（電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）第六条第二項に規定するドメイン名関連事業をいう。）の用に供するものである場合とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、事</p>	<p>（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）</p> <p>第三条の二 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に三年以上従事した経験を有するもの</p>

業用電気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した  
経験を有するもの

〔三、四 略〕

〔2、7 略〕

(試験の申請)

第十六条 試験（指定試験機関が試験事務を行うものを除く。）を受けよ  
うとする者は、別表第七号様式の申請書を総務大臣に提出しなければな  
らない。この場合において、次の各号に掲げるものを添えるものとする。

〔一 略〕

二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証  
明書（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつ  
ては、修了証明書）及び別表第八号様式の経歴証明書

〔三 略〕

〔2、3 略〕

〔三、四 同上〕

〔2、7 同上〕

(試験の申請)

第十六条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明  
書及び別表第八号様式の経歴証明書

〔三 同上〕

〔2、3 同上〕

資格者				試験の種類				区分												
資格者	技術者	換主任	伝送交	受験する試験の種類				受験者の経歴	免除する試験科目											
学校教	[略]			学歴				電気通 電氣通 電氣通 専門的 伝送交 線路設 法規 通信シ ス能力 者の事 テム 換設備 及び 備管理 及び 設備管	[同上]											
[略]	[略]	[略]	[略]	数	経	の	卒			関	運	持	工	設	気	業	者	信	電	
				年	務	実	後			する	に	は	事	備	通	電	の	事	電	
													維	の	信		テ	業	通	
資格者	技術者	換主任	伝送交	[同上]				[同上]	[同上]											
学校教	[同上]			[同上]				[同上]	[同上]											
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]												

別表第六号（第十二条第二項関係）

別表第六号（第十二条第二項関係）



	[略]	れる教 育施設 におい て電気 通信工 学に関 する学 科を修 めて卒 業した 者(同法 による 専門職 大学の 前期課 程にあ つては、 修了し た者)
[略]	[略]	
○	○	
○		
/	/	
	[同上]	学科を 修めて 卒業し た者
[同上]	[同上]	
○	○	
○		
/	/	

線路主たる技術者の資格に関するもの																
学校教	育法に	よる短	期大学	(同法)	に	専門職	大学の	前期課	程を	む。若	しくは	高等専	門学校、	旧専門	学校令	による
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

線路主たる技術者の資格に関するもの																
学校教	育法に	よる短	期大学	若しく	は高等	専門学	校、旧専	門学校	令によ	る専門	学校又	はこれ	らと同	等以上	と認め	られる
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]



〔注 略〕				
	〔略〕			大学の 前期課 程にあ つては、 修了し た者)
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	○	○	○	
	○	○		
	/	/	/	/
	○			
〔注 同上〕				
	〔同上〕			
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
	○	○	○	
	○	○		
	/	/	/	/
	○			